

事業名	【継続】 重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
4,695					4,695
事業期間	昭和54年度～			総事業費	

【事業目的】

重度心身障害者が、タクシーや路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、障害者の社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉の向上を図ります。

【事業概要】

《内容》

1枚100円の利用券を1年間に1人当たり180枚交付

《対象者》

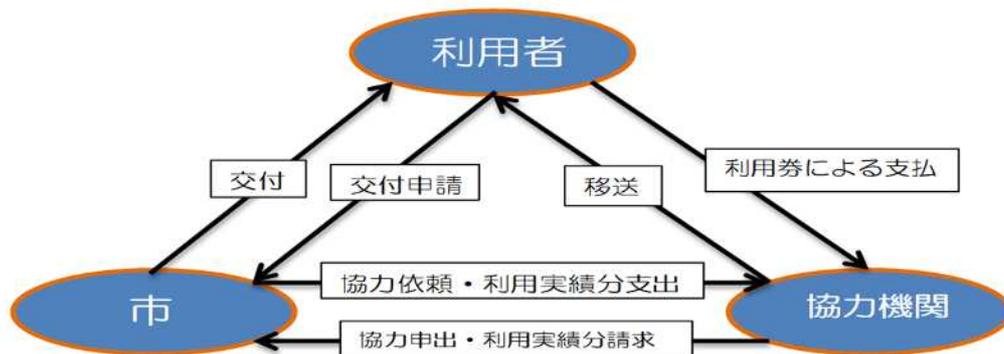
自ら運転を行わない在宅者のうち、移動が困難な次のような方

- ・療育手帳の交付を受けた方
- ・身体障害者手帳（1級～2級）の交付を受けた方で、車いすを常用している方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、一定の条件に該当する視覚障害者や通院により人工透析を行っている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

《協力機関》

市内に所在する会社

- ・タクシー（有明、小嵐、長崎第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
- ・介護タクシー（あいあい、あつぷる、スマイル、長崎第一交通、林田観光、ほおじろ、ねこのて）
- ・島原鉄道 ・島鉄路線バス ・コミュニティバスたしろ号



科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

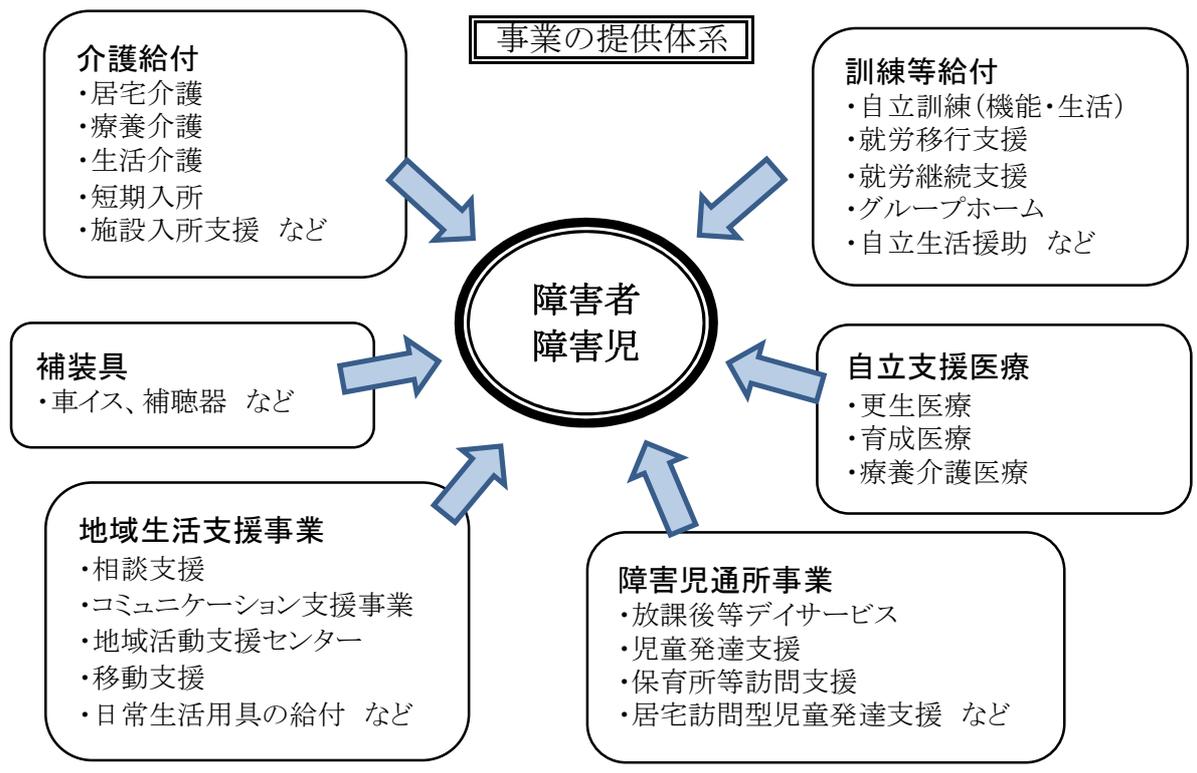
事業名	【継続】 障害者福祉医療費給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
92,311		46,000			46,311
事業期間	昭和49年度～			総事業費	
【事業目的】					
心身障害者に対し医療費の一部を助成することによって、障害者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。					
【事業概要】					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>対象者</p> <p>①身体障害者手帳 1級、2級、3級</p> <p>②知的障害者療育手帳 A1、A2、B1</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳 1級</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">支給対象者が国民健康保険及び医療保険各法の規定によって医療の給付を受け、その医療に要する費用の一部負担金を支払った場合において行います。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center; width: 30%;"> <p>身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A1・A2</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center; width: 30%;"> <p>身体障害者手帳 3級 療育手帳 B1</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center; width: 30%;"> <p>精神障害者保健福祉 手帳 1級</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p>一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。 ※処方箋による調剤薬局は全額支給。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p>一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額の1/2を支給。 ※処方箋による調剤薬局は一部負担金の1/2の額を支給。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p>一部負担金から通院のみ1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。 ※処方箋による調剤薬局は全額支給。</p> </div> </div>					
科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費
事業計画	前年度まで			今年度	
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ	
				福祉課	
				来年度以降	
				引き続き実施予定	

事業名	【継続】 障害者自立支援給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,094,148	1,034,750	517,721		2,130	539,547
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】
 障害者総合支援法による自立支援給付事業（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業など）や障害児通所事業を提供し、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

【事業概要】

- 《事業主体》 島原市
- 《事業期間》 平成18年度～
- 《事業内容》 障害者等の総合的支援を目的に、支援の必要度合いに応じた各種サービスを提供します。
- 《利用者負担》 原則1割負担（ただし、所得に応じた負担上限額を設定）
- 《負担割合》 事業費の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4



科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 生活困窮者自立支援事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
8,529	6,357				2,172
事業期間					総事業費

【事業目的】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

【事業概要】

◎自立相談支援事業

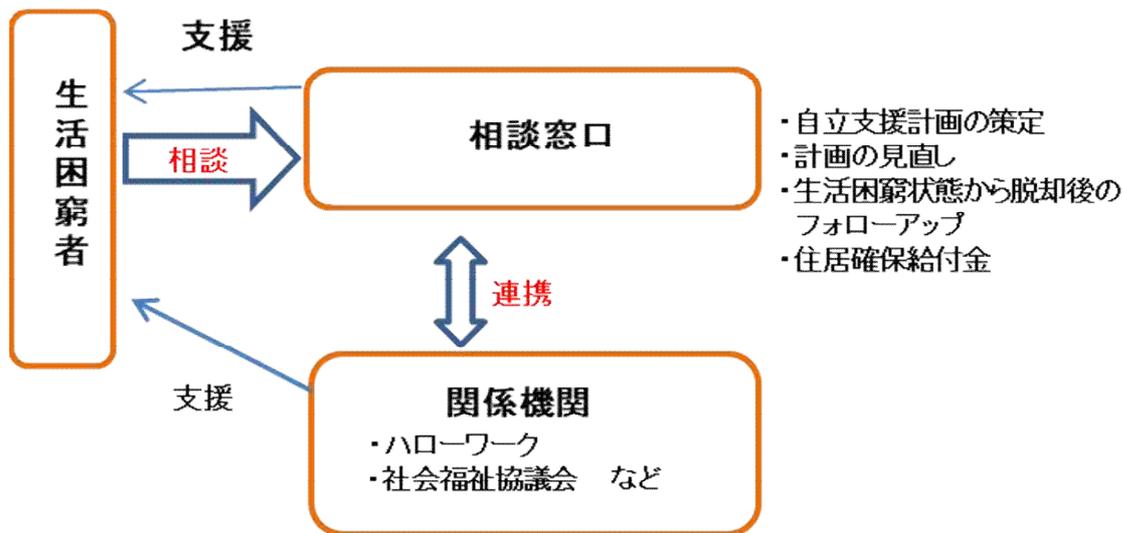
生活に困りごとや不安を抱えている場合に、必要な支援を相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

◎家計改善支援事業

自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんを行い、早期の生活再建を支援します。

◎住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。



科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 成年後見制度利用促進に係る中核機関運營業務委託				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,000					3,000
事業期間	令和2年度～			総事業費	

【事業目的】 中核機関の必要性

認知症や知的障害者その他の精神上的の障害があることにより日常生活等に支障がある人々を支える手段として成年後見制度があるが、十分に活用されていない状況にあることから、支援が必要な人について適切に必要な支援に繋げるための窓口として、中核機関を設置します。

この機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門的知識を有する専門職による助言等の支援や、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度における利用者の相談窓口や周知広報などを行う中核機関の設置・運營業務を委託し、成年後見制度の利用促進を図ります。

【事業概要】

【実施主体】 島原市

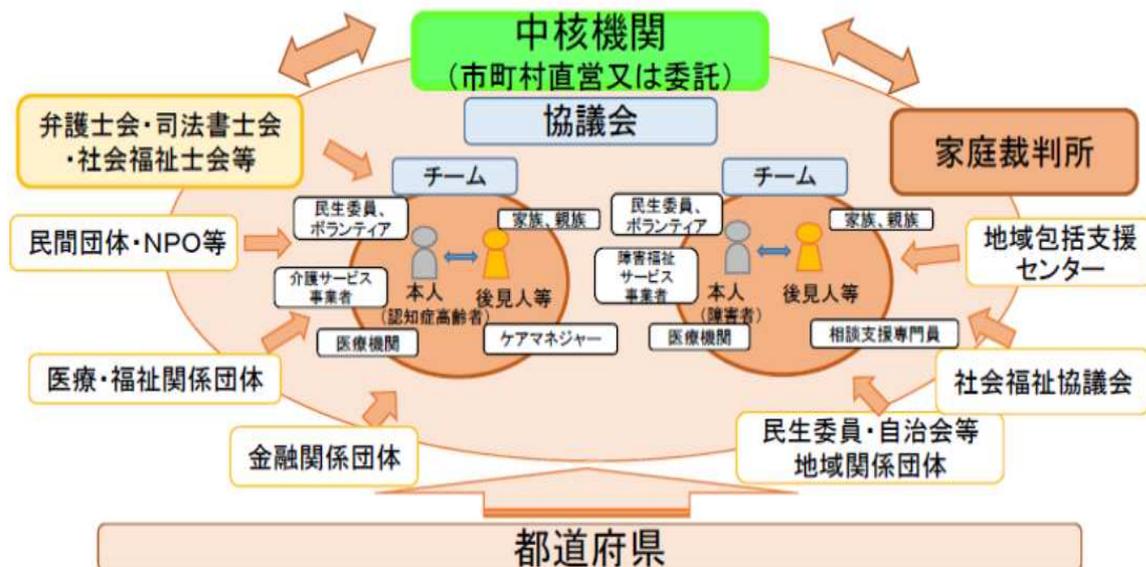
【業務委託先】 島原市社会福祉協議会

【業務内容】

- ・ 広報業務（制度の周知・啓発、研修会の開催等）
- ・ 相談業務（相談対応、制度利用の必要性及び緊急性の判断、関係機関との連携）
- ・ 利用促進業務（申し立て支援業務、市民後見人育成）
- ・ 後見人等支援業務（成年後見人等に対する総合支援）

【委託料】 300万円

※中核機関設置運営費、市町村計画策定費として普通交付税措置あり



科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書
125P

事業名	【継続】 在宅高齢者介護見舞金				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				一般財源
	国費	県費	地方債	その他	
7,500				7,500	
事業期間	平成7年度～			総事業費	

【事業目的】

要介護者を在宅で介護する者に対して見舞金を支給することにより、介護者の日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。

【事業概要】 ※令和3年度～ 要綱改正

〔事業主体〕 島原市

〔支給要件〕

基準日(9月1日)現在、本市に住所を有する者で、基準日前1年間に
おいて、在宅高齢者を183日以上介護している者

〔支給金額〕

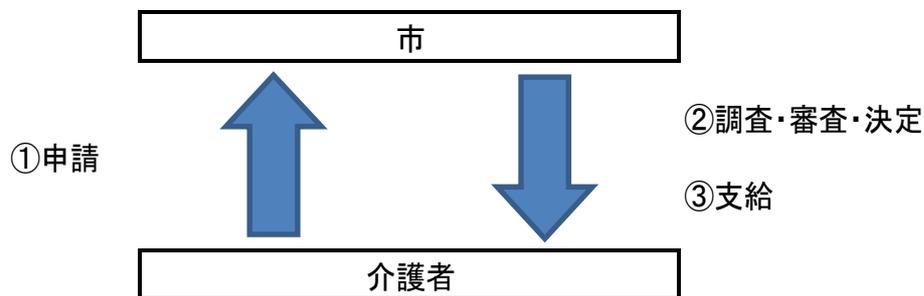
在宅高齢者1人につき 年額50,000円

〔在宅高齢者とは〕 基準日(9月1日)現在下記のいずれの条件も満たす者

- (1)本市に1年以上継続して住所を有する者
- (2)満65歳以上の者
- (3)要介護3以上又は、要介護認定を受けていない者については、要綱に定める調査表の項目に一定以上該当する者

〔認定・支給〕

- ①申請受付⇒9月末日まで
- ②保健師による実態調査(要介護認定なしの者)⇒10月～11月頃
- ③見舞金支給⇒年度内



科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	在宅高齢者1人につき 支給額50,000円			在宅高齢者1人につき 支給額50,000円		引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 高齢者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
15,213				15,213	
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者がタクシー・路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに地域交通の振興を図ります。

【事業概要】

《内容》

1枚100円の利用券を1年間に1人当たり60枚交付します。
利用1回につき500円まで利用できます。

《対象者》

- 島原市に住所を有する人で、次のいずれかの要件を満たす人
- ①75歳以上で、所得税非課税かつ車を運転しない人
 - ②65歳以上で、運転免許証を自主返納した人

《協力機関》

- 市内に所在する会社
- ・タクシー（有明、小嵐、第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
 - ・介護タクシー（林田観光、ほおじろ、あいあい、第一交通、スマイル福祉、ねこのて）
 - ・島原鉄道
 - ・島鉄路線バス
 - ・コミュニティバスたしろ号



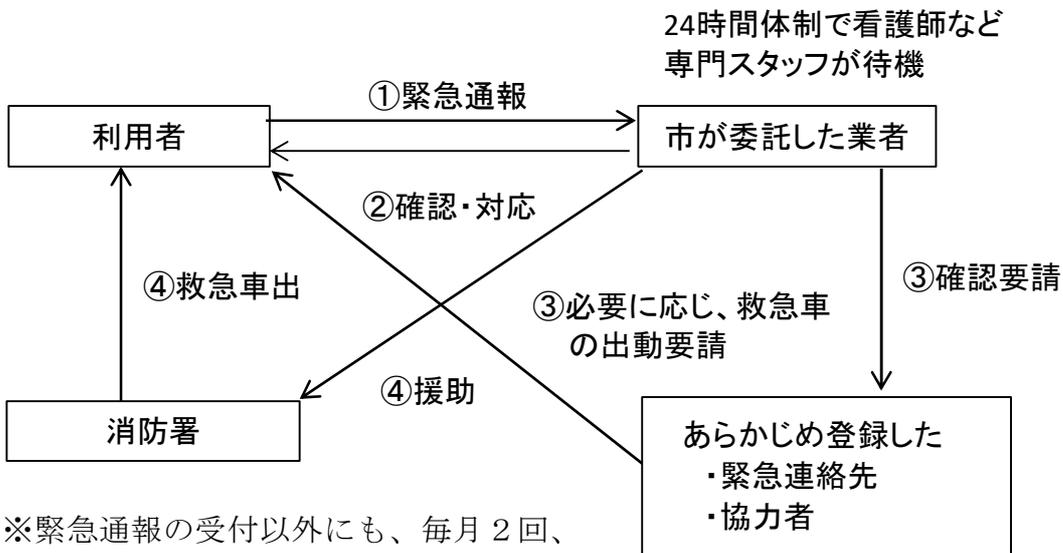
科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 緊急通報システム事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				一般財源
3,807	国費	県費	地方債	その他	3,807
事業期間	平成15年～			総事業費	

【事業目的】

ひとり暮らし高齢者などが、急病などの際、簡単な操作で緊急であることを知らせることができるシステムで、高齢者の安全確保と不安解消を図ります。

【事業概要】



※緊急通報の受付以外にも、毎月2回、安否確認の電話連絡を実施

▼対象者 ひとり暮らし高齢者

※高齢者夫婦で、一人が寝たきりや介護が必要な世帯なども生活状況を勘案し、利用希望申請に基づき機器を貸与します。

▼貸与を行う装置

通常の固定型に加え、固定電話回線を設置していない人や装置に対応していない電話回線を利用している人のために、携帯型を貸与(令和6年7月～)

▼利用料 固定型 月額400円 (現行月額300円)
携帯型 月額600円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	固定型の緊急通報システムを貸与(月額300円)			固定型の緊急通報システムに加えて、携帯型の緊急通報システムを導入する		引き続き実施予定

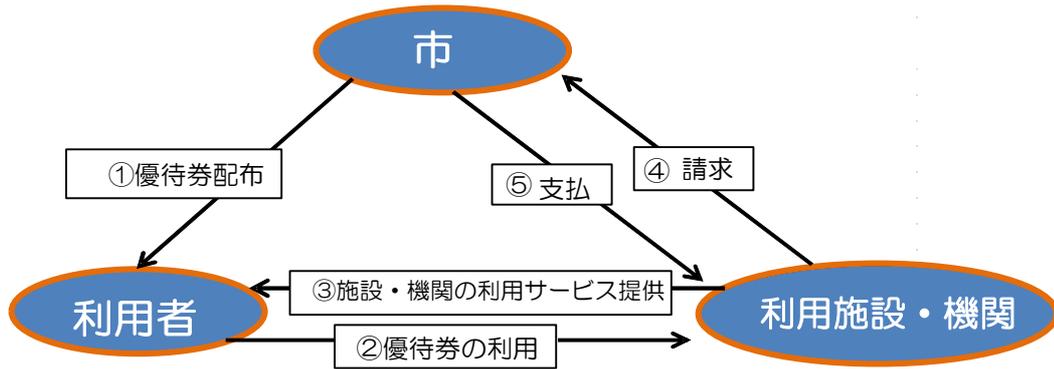
事業名	【拡充】 お風呂とたしろ号共通利用券助成事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
11,700					11,700
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

長年社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝福します。

【事業概要】

- 《内 容》 対象者へ敬老優待券を1人5枚配布し、実施期間中に『入浴施設』及びコミュニティバス『たしろ号』での利用ができます。
 ※令和5年度まで敬老無料入浴サービスとして実施していたものを、令和6年度から名称を変更し、新たにたしろ号での利用ができるようになります。
- 《対象者》 基準日の9月1日に満70歳以上の方
- 《実施期間》 敬老の日から2カ月間
- 《実施機関》 「ゆとろぎの湯」、「有明福祉センター美人の湯」、「たしろ号」



【参考】敬老無料入浴サービスにおける利用実績

令和4年度 3,793,890円
 令和3年度 3,329,610円
 令和2年度 3,371,270円



科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	敬老の日から2カ月間 優待券は1人5枚 (入浴券のみ)			敬老の日から2カ月間 優待券は1人5枚 入浴券とたしろ号の併用		引き続き実施予定

事業名	【継続】 ねたきり高齢者等おむつ費助成事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,160				2,160	
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減します。

【事業概要】

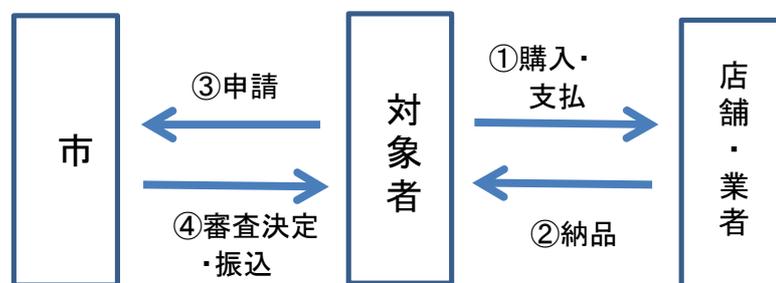
《内容》

購入費の3分の1を助成し、上限を月額5千円とします。

《対象者》

満65歳以上のねたきり高齢者及びねたきり身体障害者で次のいずれも満たす方

- (1) 常時おむつを使用している方
- (2) 前年分（1月から6月までの間に購入した分について申請する場合にあっては前々年分）の所得税非課税世帯に属する方
- (3) 日常生活動作の状況が要綱に定める調査表の該当要件を満たす方



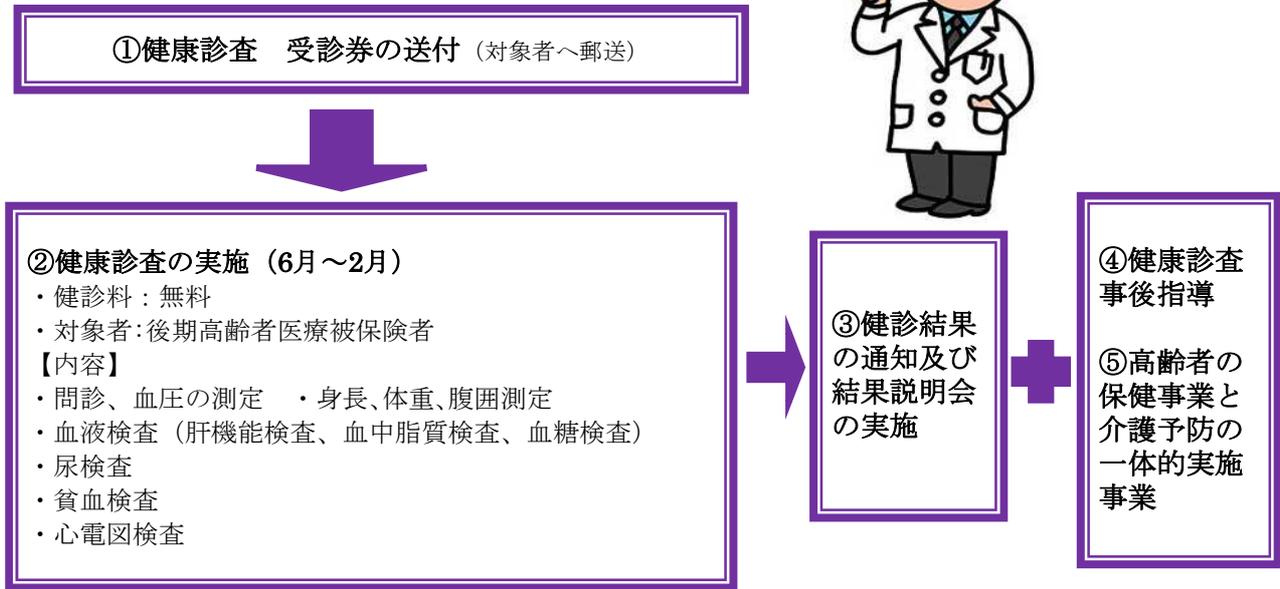
科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 後期高齢者医療健康診査事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
36,833				32,266	4,567
事業期間	平成20年度～			総事業費	

【事業目的】

長崎県後期高齢者医療広域連合会からの受託事業。
島原市後期高齢者医療保険の被保険者の生活習慣病等の発症リスクの状況を早期に把握することにより、被保険者等の健康増進と医療費適正化を図ることを目的とし、後期高齢者医療被保険者の健康診査を実施します。

【事業概要】



(健康診査受診率)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者 (年度未被保険者数)	8,067	8,088	8,194	8,157	8,213	8,244	8,191	8,344
受診者数	2,769	2,849	2,908	2,821	2,807	2,902	2,487	2,835
内訳) 集団	505	492	447	381	404	53	71	241
内訳) 個別	2,264	2,357	2,461	2,440	2,403	2,849	2,558	2,594
受診率	34.3%	35.2%	35.5%	34.6%	34.2%	35.2%	30.4%	34.0%

※長崎県後期高齢者医療広域連合が算出する受診率とは異なる(報告月で算出するため)

科目	3款	1項	7目	目名称	後期高齢者医療費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ 事後指導を実施		引き続き実施予定

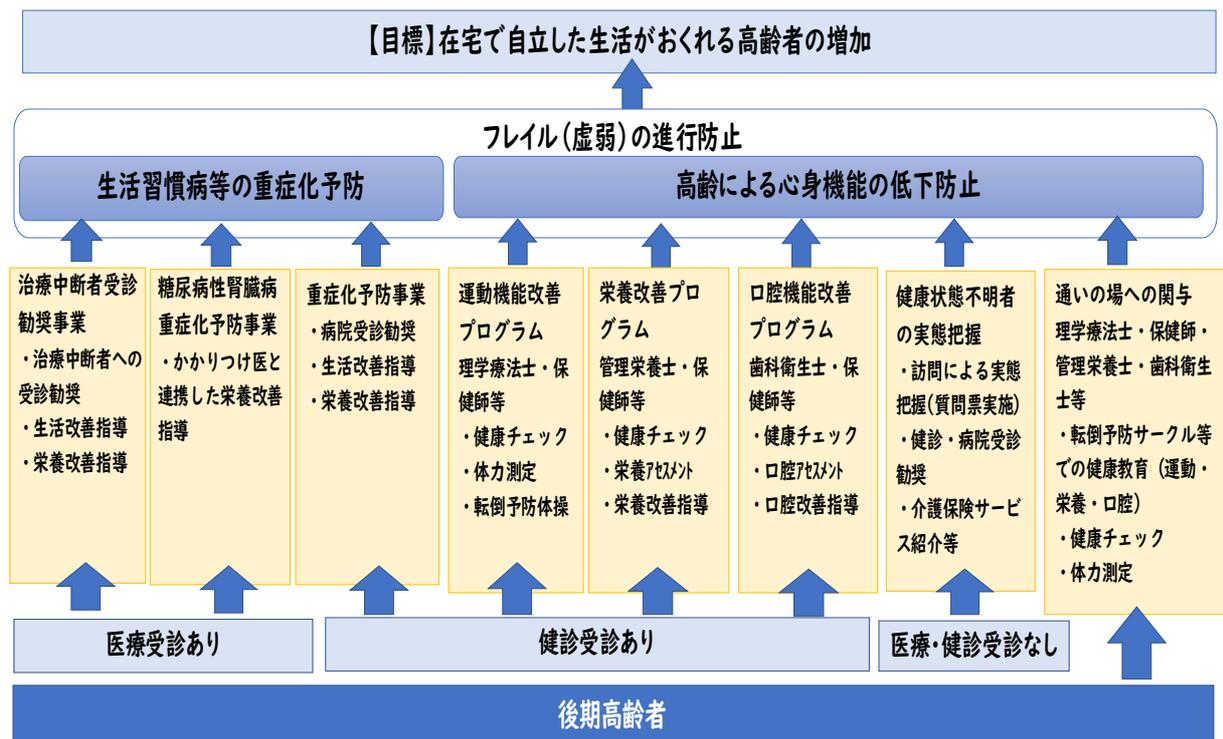
事業名	【継続】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
22,141				19,008	3,133
事業期間	令和3年度～			総事業費	

【事業目的】

この事業は、高齢者の心身の多様な課題に対し、KDB（国保データベースシステム）の健診・医療・介護の情報などを活用し、要介護状態や疾病が重症化する可能性がある後期高齢者を抽出し、訪問指導等によりアプローチし、介護予防、重症化予防を行う事業であり、将来の後期高齢者医療の医療費削減を目指しつつ、健康寿命の延伸を図ります。

【事業概要】

事業の企画調整を行う保健師（職員）1人の指導のもと、医療専門職（保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士等の会計年度任用職員）8人を雇用して、KDBから重度化リスクのある者を抽出し、訪問等を行うことによって、適切な医療や介護のサービスにつないだり、生活習慣の改善を目指します。



科目	3款	1項	7目	目名称	後期高齢者医療費	保険健康課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【新規】 有明福祉センター施設改修事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
5,532			5,500		32
事業期間	令和6年度		(単年度事業)	総事業費	

【事業目的】

有明福祉センター(H12年竣工)の施設を適正に維持管理していくため、必要な改修を計画的に実施します。

【事業概要】

老朽化の進んでいる設備を更新することで、故障等による施設の休館を未然に防ぎ、安定した施設運営を図ります。

委託料

- ・ 温泉を汲み上げ、施設に送るためのメイン操作盤の更新設計業務委託
有明温泉施設制御盤取替工事設計委託料 132千円

工事請負費

- ・ 貯湯槽内の湯量計測器、電圧監視装置の取替
設置後約18年経過しており取替を推奨されています。安定した施設運営を図ります。
有明温泉施設緊急制御盤内部品及び電極交換 945千円



↑ 温泉ポンプ監視装置



↑ 貯湯タンク電極リレー



↑ 電極帯

- ・ 源泉から汲み上げた温泉水を施設に送るためのポンプです。老朽化に伴い更新を行います。
加圧ポンプ(温水)工事請負 4,455千円



温泉給水ポンプ

科目	3款	1項	8目	目名称	有明福祉センター管理費	有明支所
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	—			<ul style="list-style-type: none"> ・有明温泉施設制御盤取替工事設計委託料 ・有明温泉施設緊急制御盤内部品取替及び電極交換工事 ・加圧ポンプ(温水)更新工事 		—

事業名	【継続・人口減少対策】 福祉医療費（乳幼児、子ども、ひとり親等）				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
140,615		49,065	52,300		39,250
事業期間				総事業費	

【事業目的】

乳幼児、子ども（小・中・高校生世代）、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。

【事業概要】

(1)対象者等

区分	要件	助成方法	所得制限
① 乳幼児	出生から小学校就学前までの者	現物給付	なし
② 小・中学生	小学校就学から中学校卒業までの者	現物給付	なし
③ 高校生世代	満18歳に達する日以降、最初に到来する3月31日までの者で①②以外の者	償還払い	なし
④ ひとり親	父・母 現に、原則として、18歳未満の子を監護する者または20歳未満の学生を監護する者で配偶者のいない者	償還払い	あり
	子 ①③を除く者及び高等学校在学の20歳未満の者	現物給付	あり
⑤ 寡婦等	60歳～70歳未満の独居者（扶養されていない者） ※所得税非課税世帯のみ	償還払い	あり

※現物給付 医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。

※償還払い 医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。

(2)給付内容

区分	内容
① 乳幼児	・医療機関に支払うべき額（保険適用分）から、医療機関ごと、1か月ごとに自己負担額（1日800円、月上限1,600円）を控除した額
② 小・中学生	
③ 高校生世代	
④ ひとり親	父・母 ・院外処方薬代は全額給付（自己負担なし）
	子
⑤ 寡婦等	・医療機関に支払った額（保険適用分）から、1日1,200円を控除した額（入院のみ）

※負担割合 県1/2 市1/2（高校生世代は県10/10、小・中学生と寡婦は県費補助なし）

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ (R5.4月～高校生まで給付拡充) (R5.10月～小・中学生 現物給付移行)			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【新規・人口減少対策】 島原市こども計画策定業務（第3期）				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
5,200					5,200
事業期間	令和6年度 (単年度事業)			総事業費	

【事業目的】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することが出来る社会を目指して制定された子ども・子育て支援法に基づき、市が展開する様々な子育てに関する関連施策の充実を図ります。
また、子ども・子育て支援の質・量の確保とともに、取組を通じて家庭を築き、子どもを生き育てるという希望を叶えるため、4つの計画「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策支援計画」を一体的にした島原市こども計画を策定します。

【事業概要】

こども計画を策定するにあたり、「第3期子ども・子育て支援事業計画」に係るこども施策の質、量の把握とともに、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」などを含めた市の実態把握と市民のニーズ調査を実施します。

【業務内容】

- ・ 現行計画の検証と現行の計画の期間内に取り組んだ施策の事業評価
- ・ アンケート調査の実施
子育て支援ニーズや子どもの生活実態を把握し、アンケート調査の企画、回答データの収集・集計・分析等を行い報告書を作成します。
- ・ 調査対象、調査数

①就学前児童の保護者	1,500票	(回収率60%)	900票
②小学校低学年の保護者	700票	(回収率60%)	432票
③小学6年生の児童	390票	(回収率80%)	312票
④中学2年生の児童	380票	(回収率80%)	304票
⑤高校生	1,200票	(回収率60%)	720票
- ・ ニーズ調査の分析結果から現状と課題を整理し、子ども・子育て支援、貧困状況、子ども等が求めていることにかかわる現状の分析、本市の課題を抽出し、事業量の推計、目標値の設定などを行います。
- ・ 計画の骨子・原案の作成



(参考：第2期計画書)

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			上記事業概要と同じ		—

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
137P

事業名	【継続】 地域子ども・子育て支援事業				
当初予算額	財源内訳 (単位:千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
221,432	68,400	70,204		13,161	69,667
事業期間				総事業費	

【事業目的】
 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、「島原市子ども・子育て支援事業計画」に従い、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施します。
 (【根拠法令】子ども・子育て支援法第59条及び第61条第1項)

【事業及び補助率】

事業名	補助率			補助金交付先
	国	県	市	
1 延長保育事業	1/3	1/3	1/3	・私立保育所 ・認定こども園 ※認定こども園は、新制度施行後から対象(H27~) ※放課後児童健全育成事業のうち一部事業(母子家庭等児童助成事業)は県1/2、市1/2
2 放課後児童健全育成事業				
3 一時預かり事業				
4 地域子育て支援拠点事業				
5 病後児保育事業				
6 病児保育事業				
7 子育て短期支援事業				
8 障害児保育事業	10/10			
9 発達促進保育事業				

【事業別内訳】

事業名	R6当初予算				R5当初予算				増減額	
	事業費	財源内訳			事業費	財源内訳				
		国	県	市		国	県	市		
1 延長保育事業	11,490	3,830	3,830	3,830	11,490	3,830	3,830	3,830	0	
2 放課後児童健全育成事業	78,900	25,100	26,900	26,900	78,892	25,097	26,897	26,898	8	
	基本分	75,300	25,100	25,100	25,100	75,292	25,097	25,097	25,098	8
	母子家庭等支援分	3,600	—	1,800	1,800	3,600	—	1,800	1,800	0
3 一時預かり事業	50,100	16,700	16,700	16,700	51,173	17,057	17,057	17,059	△ 1,073	
4 地域子育て支援拠点事業	47,454	15,816	15,816	15,822	40,713	13,571	13,571	13,571	6,741	
5 病後児保育事業	2,962	987	987	988	5,914	1,971	1,971	1,972	△ 2,952	
6 病児保育事業	17,287	5,762	5,762	5,763	14,151	4,717	4,717	4,717	3,136	
7 子育て短期支援事業	765	205	205	355	630	210	210	210	135	
8 障害児保育事業	6,804	—	—	6,804	11,340	—	—	11,340	△ 4,536	
9 発達促進保育事業	5,670	—	—	5,670	7,560	—	—	7,560	△ 1,890	
合計	221,432	68,400	70,200	82,832	221,863	66,453	68,253	87,157	△ 431	

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
137P

事業名	【継続】 ファミリーサポートセンター事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				一般財源
	国費	県費	地方債	その他	
3,937	786	786			2,365
事業期間	平成30年度～			総事業費	

【事業目的】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を島原市ファミリーサポートセンター（市こども課）で行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

【対象者】

- 児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）
 - ・市内在住で、生後6か月から小学生までの子どもをお持ちの方
- 児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）
 - ・市内在住で、心身ともに健康で子育てに熱意がある方
 - ・原則、自宅で子どもを預かることができる方
 - ・本センターの講習を修了した方

【事業内容】

相互援助活動の内容は、おおむね次に掲げるものとします。

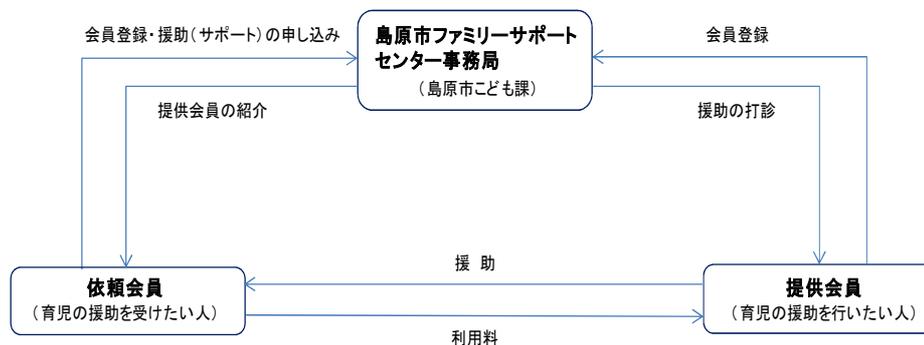
1. 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
2. 保育施設までの送迎
3. 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
4. 学校の放課後の子どもの預かり
5. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
6. 買い物等外出の際の子どもの預かり

【預かりの時間】

原則 7：00～22：00

【利用料金】

700円～900円／時間



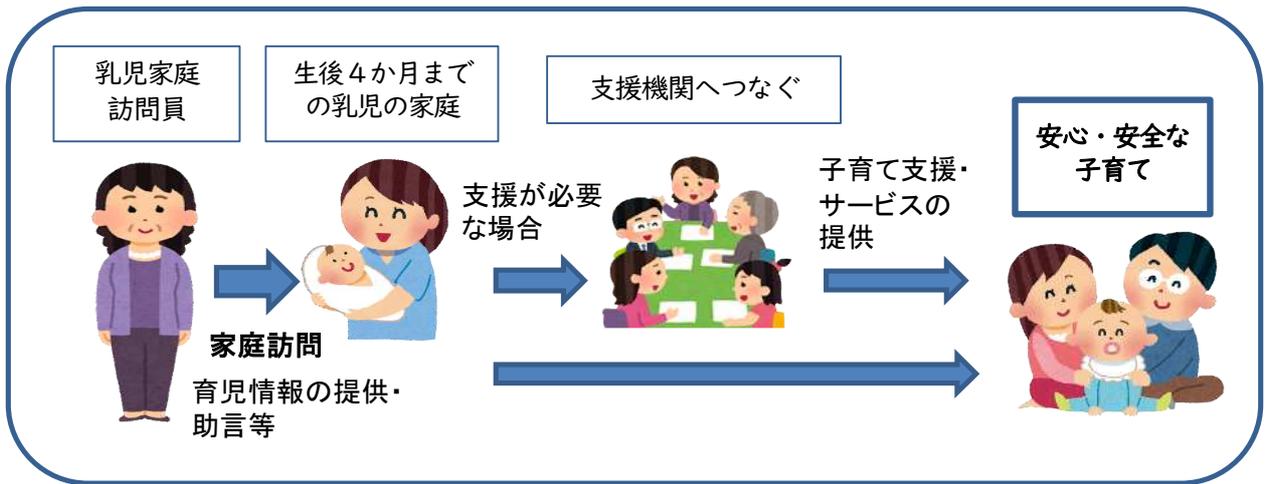
科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 乳児家庭全戸訪問事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
465	159	155			151
事業期間	平成21年度～			総事業費	

【事業目的】
 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保いたします。

- 【事業概要】**
- 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、下記の支援を行います。
 - 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供を行います。
 - 親子の心身の状況や育児環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。
 - 保育士、看護師、児童委員等が、乳児家庭訪問員として各家庭を訪問します。
 - 訪問結果により、支援が必要と判断された家庭について、適宜、支援機関及び養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

【財源】 子ども・子育て支援交付金（国） 1 / 3
 子ども・子育て支援事業費補助金（県） 1 / 3



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
141P

事業名	【継続】 子ども家庭総合支援拠点運営事業					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				一般財源	
	国費	県費	地方債	その他		
4,442	2,514	628			1,300	
事業期間	令和4年度～			総事業費		
<p>【趣旨・目的】 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の運営を行います。</p> <p>【実施主体】 島原市</p> <p>【支援対象】 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等 *子どもの家庭は里親及び養子縁組を含み、妊産婦は妊娠期（胎児期）を含む</p> <p>【設置形態】 島原市の場合 小規模A型（児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）） *児童人口規模に応じたもの</p> <p>【職員の人員配置】 人口5万人未満の場合は、子ども家庭支援員を常時1人以上</p> <p>【市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金】 小規模A型（市区町村直営の場合）：1支援拠点当たり 3,771千円（補助率：国2/3 県1/6 市1/6） *令和6年度国予算</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱6 抄本抜粋 (4)人財育成 市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないよう、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められます。</p> </div>						
科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 保育補助者雇上強化事業費補助金				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
32,732	24,549	4,091		4,092	
事業期間	令和4年度～			総事業費	

【事業目的】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止、保育士が働きやすい職場環境の整備を図ることを目的とします。

【事業概要】

保育所等において、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助します。

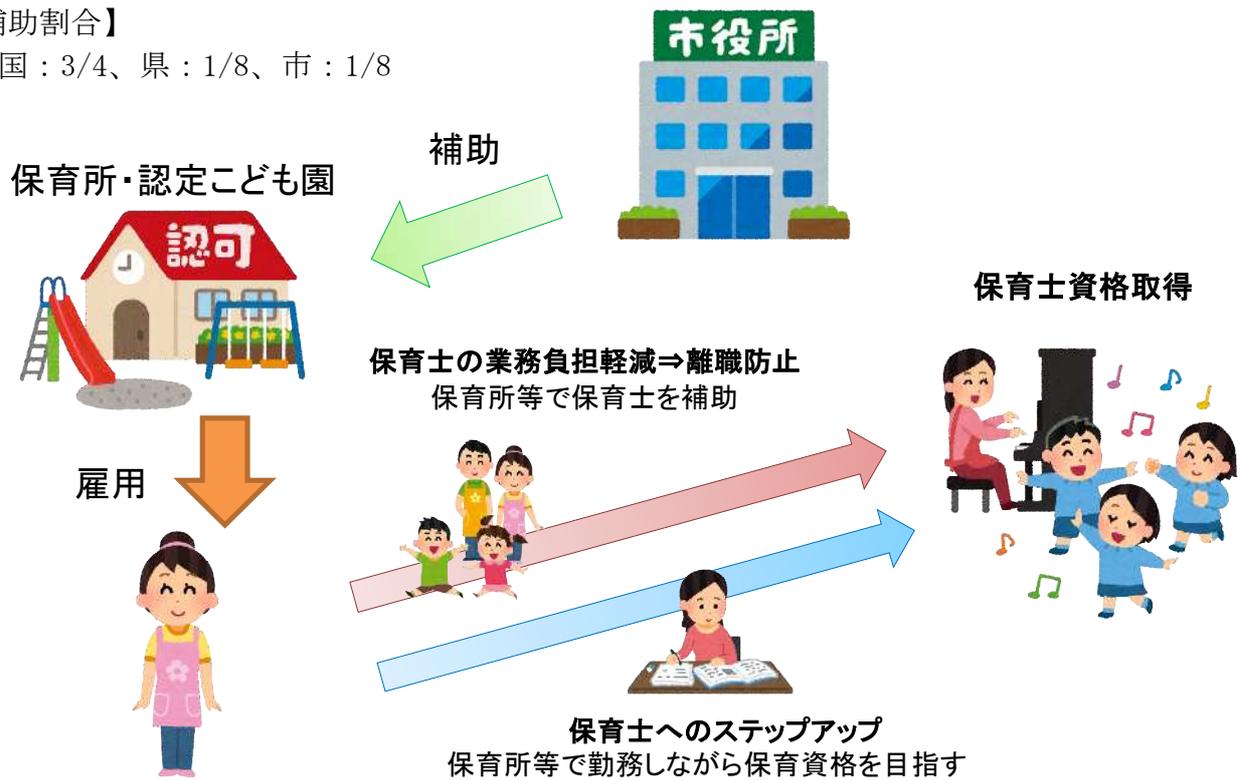
なお、保育補助者については保育士資格の取得を促します。

【補助基準額】

- 1施設当たり 利用定員が121人未満：年額2,338千円
- 利用定員が121人以上：年額4,676千円

【補助割合】

国：3/4、県：1/8、市：1/8



科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2,410	924	462		552	472
事業期間	平成25年度～			総事業費	

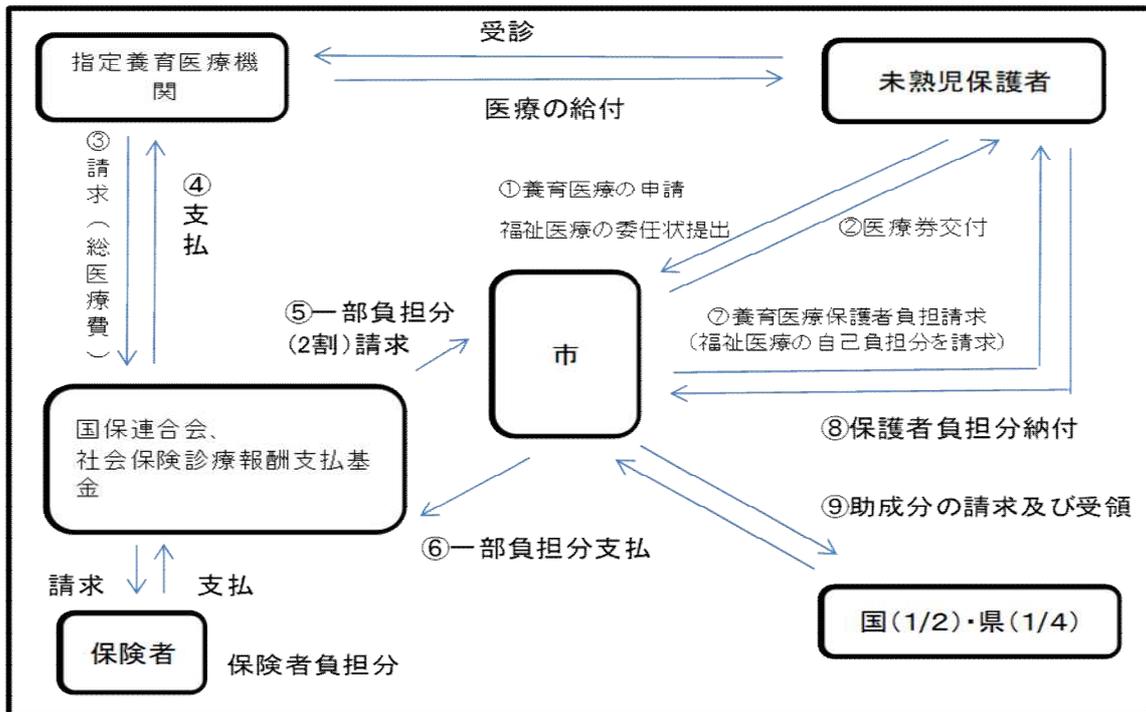
【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

【事業概要】

- <対象者> 医師が入院養育を必要と認めた未熟児
- <給付内容> 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）
（県内指定医療機関19か所、長崎大学病院、長崎医療センターの利用が多い）
- <給付方法> 【現物給付】
市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。
- <保護者負担金> 世帯の課税状況により負担金が決められており市に納入します。
- 【補助率】 国1/2 県1/4 市1/4

【概要図】



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業内容と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

事業名	【継続】 すこやか赤ちゃん支援事業				
当初予算額	財源内訳 (単位: 千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
6,563			6,500		63
事業期間	平成25年度～			総事業費	

【事業目的】 乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。

【事業概要】 市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給します。

【対象者】 次の条件をいずれも満たす人

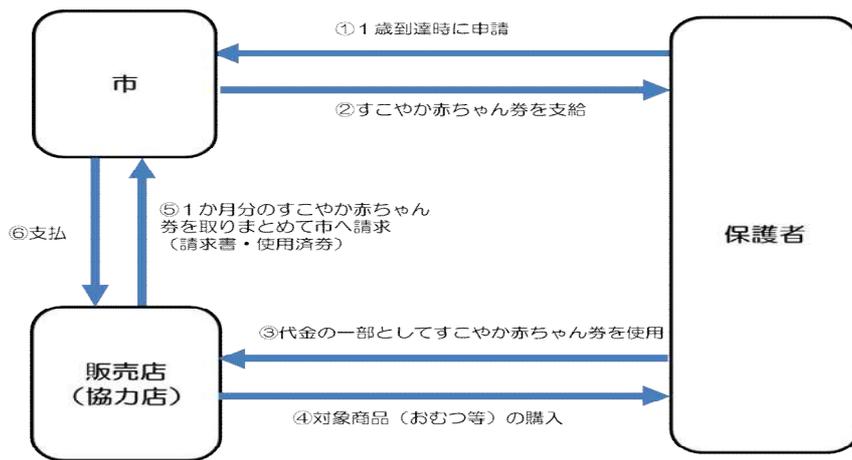
- ①市内に住所を有し、かつ居住している人
- ②満2歳未満の第2子以降の子どもと同居し、養育している人
(2歳になる誕生月の前月までが対象)
- ※支給対象児の第2子以降の判定については、満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で、数えるものとします。

【支給額】 第2子・・・月額 2,000円分の購入券 (年額 24,000円)
第3子以降・・・1人につき月額3,000円分の購入券 (年額 36,000円)

【取扱店】 取扱店登録をした市内の店舗数は22店舗

【対象商品】	おむつ関連用品	紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき 等
	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機 等
	離乳食関連用品	離乳食、食器、保存ケース 等

～事業スキーム～



科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	R5.2月～出生時の支給を中止 (子育て応援ギフトへ移行) 1歳到達時は従来通り支給			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
143P

事業名	【継続】 子どものための教育・保育給付費				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源
2,544,278	1,273,859	562,194	42,800	38,152	627,273
事業期間				総事業費	

【事業目的】

子ども・子育て支援新制度により、保育所、幼稚園、認定こども園への財政支援を行います。

【負担割合】

- 1号認定（教育） 全国統一費用部分 74.4% 国 1/2、県 1/4、市 1/4
地方単独負担部分 25.6% 県 1/2、市 1/2
- 2号認定（保育） 国 1/2、県 1/4、市 1/4
- 3号認定（保育） 子ども子育て拠出金から16.46%を充当
残りの83.54%を 国 1/2、県 1/4、市 1/4

保育所（私立）

認定こども園

(単位：円)

施設名	給付費	施設名	認定区分	経費総額 a	保育料 (園収入) b	給付費 a-b	給付費計 (教育+保育)
白山保育園	81,572,600	ありあけ幼稚園	教育	31,017,060	0	31,017,060	131,612,100
浦田保育園	65,674,800		保育	105,587,040	4,992,000	100,595,040	
おさなご園	88,641,840	勝光幼稚園	教育	5,946,120	0	5,946,120	101,977,400
こひつじ保育園	82,872,700		保育	98,656,880	2,625,600	96,031,280	
たけしま保育園	97,858,620	ひかわ第一幼稚園	教育	24,732,120	0	24,732,120	133,342,000
わかくさ園保育所	97,996,500		保育	110,373,880	1,764,000	108,609,880	
愛児保育園	94,625,400	清華こども園	教育	27,515,900	0	27,515,900	98,059,300
安徳保育園	125,284,000		保育	71,707,400	1,164,000	70,543,400	
桜花保育園	73,533,470	島原幼稚園	教育	25,413,180	0	25,413,180	147,049,300
寺町保育園	29,550,580		保育	125,561,320	3,925,200	121,636,120	
春陽保育園	131,053,020	みどり保育園	教育	25,530,180	0	25,530,180	128,327,120
中木場保育園	112,972,140		保育	106,752,140	3,955,200	102,796,940	
美祢保育園	21,913,230	山寺保育園	教育	34,807,290	0	34,807,290	99,414,150
みやま保育園	45,998,400		保育	67,672,860	3,066,000	64,606,860	
向陵保育園	69,617,640	市外	教育	17,530,320	0	17,530,320	53,261,219
東向保育園	60,952,800		保育	37,572,899	1,842,000	35,730,899	
心香保育園	117,223,800	計	教育	192,492,170	0	192,492,170	893,042,589
誓願幼児園	88,298,200		保育	723,884,419	23,334,000	700,550,419	
恵祥保育園	98,492,400	合計	認定区分	入所児童数 (市民)	給付費		
市外	67,102,920		教育	113	192,492,170		
私立計	1,651,235,060	保育	559	700,550,419			
		保育所（私立）	保育	1,031	1,651,235,060		
		計		1,703	2,544,277,649		

科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
143P

事業名	【継続】 子育てのための施設等利用給付費					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
2,244	1,122	561			561	
事業期間	平成31年度～			総事業費		
<p>【事業目的】</p> <p>国が令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育所や認定こども園などの認可保育施設に入所できない待機児童もいることから、認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とするものです。</p> <p>【負担割合】 国1/2 県1/4 市1/4</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・認定こども園（1号：教育）の預かり保育事業 ・病児（病後児）保育事業 ・ファミリーサポートセンター事業 <p>【対象者】</p> <p>新2号認定 …… 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども・保育認定お父さんが3～5歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合</p> <p>新3号認定 …… 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にいる子ども・保育認定・非課税世帯お父さんが0～2歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、かつ住民税が非課税世帯の場合</p> <p>【無償化の対象となる支給上限額(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園(教育部分)を利用しており、預かり保育を利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> 新2号認定 …… 月額 支給限度額：450円×利用日数（上限額：11,300円） 新3号認定 …… 月額 支給限度額：450円×利用日数（上限額：16,300円） ●保育所・認定こども園を利用しておらず、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターを利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> 新2号認定 …… 月額 支給限度額：37,000円 新3号認定 …… 月額 支給限度額：42,000円 						
科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
143P

事業名	【継続】 児童手当等給付費				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
630,960	434,640	98,160			98,160
事業期間					総事業費

【事業目的】

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな育ちに寄与することを目的としています。

【事業概要】

中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。(月額は以下のとおり)

児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限		
		限度額未満の世帯	限度額以上 上限額未満の世帯	上限額以上の世帯
	3歳未満(一律)	15,000円	【特例給付】 一律5,000円	支給資格消滅
	3歳以上小学校終了まで (第1子・第2子)	10,000円		
	3歳以上小学校終了まで (第3子以降)	15,000円		
	中学生(一律)	10,000円		

※ 支給月は、6月・10月・2月の年3回支給

【負担割合】

支給対象児童		国	県	市
0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
所得制限以上世帯		4/6	1/6	1/6

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
215,352	71,783				143,569
事業期間				総事業費	

【事業目的】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。

【事業概要】

(1) 支給対象者

次の条件にあてはまる18歳到達後最初の3月31日までにある者（一定の障害を有する場合は20歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。

- ①父母が離婚した子
- ②父または母が死亡した子
- ③父または母が重度の障害にある子
- ④父または母の生死が明らかでない
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている子
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている子
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子
- ⑧母が婚姻しないで生まれた子

(2) 支給額

受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額) (所得に応じて決定)
1人目	45,500円	45,490円～10,740円
2人目の加算	10,750円	10,740円～5,380円
3人目以降加算 (1人につき)	6,450円	6,440円～3,230円

(3) 支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回支給。

※負担割合 国1/3 市2/3

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 保育所等副食費助成事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
35,532	400		34,000		1,132
事業期間	令和元年度～			総事業費	

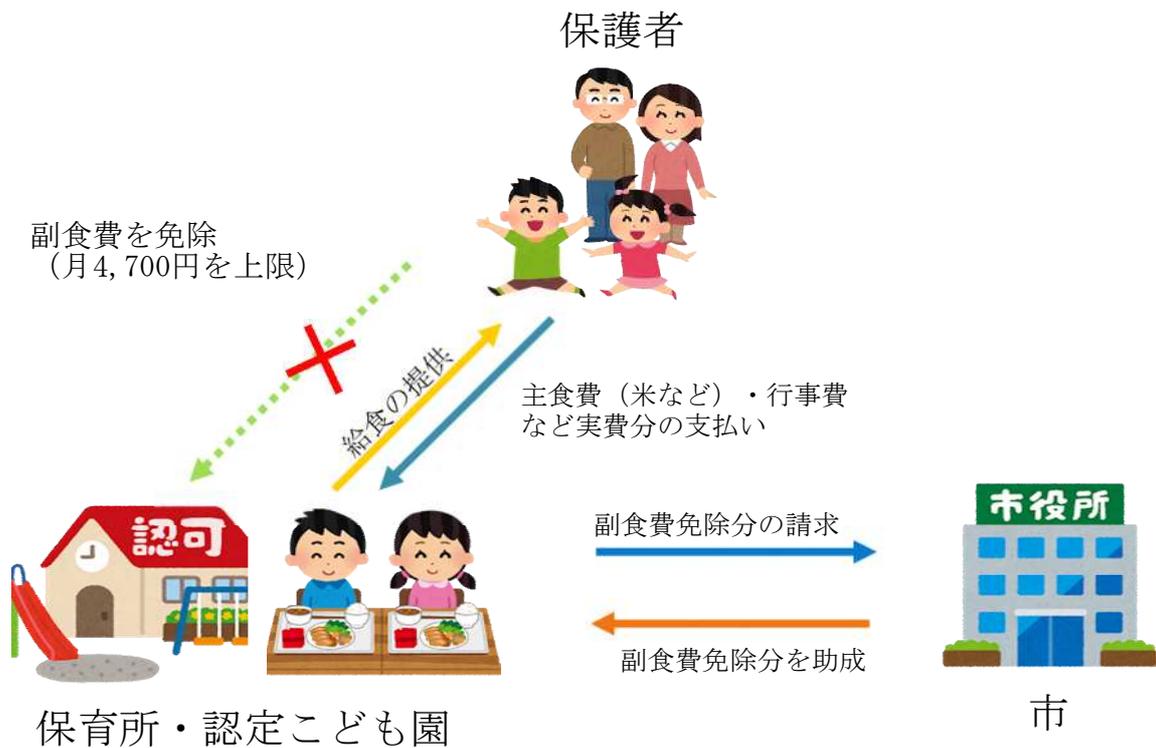
【事業目的】

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担が発生する副食費について助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【事業概要】

保育所や認定こども園に入所している3歳以上の子ども（ただし、国が副食費の免除対象者とした子どもを除く）の副食費を1人当たり月4,700円を上限に認可保育施設に対して助成し、保護者負担の軽減を行います。

【イメージ図】



科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 福祉の充実

当初予算書
151P

事業名	【継続】 生活保護事業（扶助費）				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
756,594	565,570	25,200			165,824
事業期間					総事業費

【事業目的】

生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。

【事業概要】

(単位：千円)

扶助等の種類	内 容	予算額
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費などの費用	188,000
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用	80,314
教育扶助	学用品、学級費、教材費、給食費など義務教育にかかる費用	935
医療扶助	病気やけがの治療のため、診察、薬剤などにかかる費用	456,637
出産扶助	出産のための費用	500
生業扶助	仕事に就くための費用、高校に就学するための費用	1,171
葬祭扶助	葬祭の費用	727
介護扶助	介護サービスを受けるための費用	24,000
施設事務費	※救護施設事務費	3,645
就労自立給付金	安定した職業につき保護を要しなくなった世帯に対する給付金	365
入学準備給付金	保護世帯の子供の自立を助長するために大学等への進学を支援	300
合 計		756,594

※ 救護施設とは、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を営むことが困難な人が、健康で安心して生活するための施設

科目	3 款	3 項	2 目	目名称	扶助費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定